

「信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正（案）」に係る  
コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>銀行である信託兼営金融機関が管理型信託業に限定して暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営む場合、銀行である信託兼営金融機関が自ら保有する履行保証暗号資産について、価格変動リスクをヘッジする目的で行うデリバティブ取引は、銀行の業務範囲規制の問題ではないことから、実施可能であるという理解でよいか。</p> <p>また、その際の履行保証暗号資産及びヘッジ目的のデリバティブ取引は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－１及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－１に規定する「必要最小限度の範囲」に含まれるという理解でよいか。</p>	<p>前段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、自己のポートフォリオを改善するために、暗号資産に係るデリバティブ取引を行うことは、基本的に銀行の業務範囲規制に抵触しないと考えられます。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
2	<p>「管理型信託業に限定した暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託」について、「銀行勘定に与えるリスクに鑑み、特に主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－２③及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－２③に記載の点に留意する。」必要は無いのではないか。</p> <p>信託財産は他人勘定であるため、銀行勘定（自己勘定）に与えるリスクに鑑みて「財務の健全性確保を図るための措置」を要する理由がわからない。</p> <p>信託勘定（他人勘定）と銀行勘定（自己勘定）の扱いを混同しているのではないか。</p>	<p>ご指摘の記載は、履行保証暗号資産の保有に係る留意点です。銀行である信託兼営金融機関は、暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営む場合、履行保証暗号資産を自己の暗号資産（銀行勘定）として保有する必要があります。そのため、銀行勘定に与えるリスクに鑑み、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－２③及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－２③に記載の点に留意する必要があると考えられます。</p>
3	<p>「特に主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－２③及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－２③に記載の点に留意する。」とあるが、管理型信託業の場合、管理型信託業における善管注意義務の観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－２【③以外】」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－２【③以外】」に留意する必要があるのではないか。</p>	